43. 国際協力銀行法案に対する附帯決議(案)

平成十一年三月二十三日 衆議院商工委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の二つの機関の統合に当たり、その効率的な事業推進に努めること。
- 二 国際協力銀行の組織及び業務については、統合の実をあげるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用等を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の 運営に充分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。
- 三 国際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務については、国民の理解を得るため、その情報公開に努めること。
- 四 ODA等海外支援の決定については、国民に充分理解できるよう、その透明性を確保すること。
- 五 ODA等海外支援については、実施後の状況を適確に把握し、その効果等を充分検証すること。また、その際は適切な情報公開の措置を講ずること。
- 六 ODA等海外支援の決定は、当該国の国民の理解を得て行うこと。
- 七 ODA等海外支援については、当該国の自然環境に与える影響を充分考慮し、環境配慮のため国際水準に照らして 充分な内容を持つ統一ガイドライン等を策定の上、充分な調査を行い決定すること。
- 八 国際協力銀行の設立後三年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずること。

平成十一年四月十五日 参議院財政金融委員会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の統合に当たっては、特殊法人の整理合理化を推進する趣旨にかんがみ、その効率的な運営に努めること。
- 一 国際協力銀行の組織及び業務については、統合の効果を発揮させるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に十分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。
- 一 国際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務に関する情報公開については、国民の理解を得るため、今後の特殊法人の情報公開に関する法制上の措置を踏まえ、その内容の充実に努めること。
- 一 海外経済協力案件については、国民の理解を得るため、その決定の透明性を確保するとともに、相手国の国民的な 理解を一層深め、NGOとも連携した情報分析等を行うこと。
- 一 海外経済協力については、効率的・効果的な事業運営を担保するため、実施後の状況を的確に把握し、その効果に 対する第三者による客観的な評価体制を拡充すること。
- 一 海外経済協力案件の決定において、環境アセスメントの導入を徹底し、相手国の自然環境等に与える影響を十分調 査した上で行うこと。
- 一 国際金融等業務については、民業補完の原則を遵守して業務のスリム化を図り、貿易保険制度及び他の投融資業務 との役割分担を明確化するとともに、資金調達の在り方について検討すること。
- 一 国際協力銀行の設立後三年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。